

香美市地域公共交通活性化協議会設置要綱

(目的)

第1条 香美市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、香美市地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施等に関する協議を行うために設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議し業務を行うものとする。

- (1) 計画の策定及び変更に関する協議に関すること。
- (2) 計画の実施に関する協議に関すること。
- (3) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(協議会の委員)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者から香美市長が選任する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 公共交通事業者等
- (4) 道路管理者
- (5) 公安委員会
- (6) 香美市職員
- (7) 第1条の目的の達成のために必要な者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監事 2名
- 2 会長は、委員の互選によって決定する。
 - 3 副会長及び監事は、委員の中から会長が指名する。
 - 4 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
 - 5 副会長は、会長を補佐し、協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
 - 6 監事は、協議会の業務執行及び会計監査を行い、その結果を会長に報告しなければならない。

(協議会)

第7条 協議会は、会長が召集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員は、都合により協議会を欠席する場合は、代理の者を出席させることができる。この場合において、委員は、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告しなければならない。
- 4 前項の規定により代理の者を協議会に出席させたときは、その代理の者の出席をもって当該委員が出席したものとみなす。
- 5 協議会の議決は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによるものとする。
- 6 協議会は、原則として公開する。ただし、協議会を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 7 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に、資料を提出させ、又は協議会に出席させ、助言等を求めることができる。
- 8 第3項から前項までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会招集の特例)

第8条 会長は、協議会を招集するにあたり、緊急を要する場合その他やむを得ない理由がある場合は、書面を各委員に回付し審議することをもって協議会に代えることができる。

- 2 前条第2項から第5項の規定は、前項の場合において準用する。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が整った事項については、協議会の委員は、その協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、香美市定住推進課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定める者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第11条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第12条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 香美市地域公共交通活性化協議会設置条例を廃止する条例（令和5年香美市条例第号）による廃止前の香美市地域公共交通活性化協議会設置条例（令和4年香美市条例第23号）の規定により設置された協議会（以下「旧協議会」という。）は、この要綱に基づく協議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 3 この要綱の施行の際現に旧協議会の委員である者は、この要綱の施行の日に第4条の規定により選任された委員とみなし、その任期は、第5条の規定にかかわらず、令和6年9月30日までとする。